

あんしん定期  
スーパー定期貯金 <単利型>

(令和3年1月4日現在)

1. 商品名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年金受給者専用スーパー定期貯金&lt;単利型&gt; (愛称: あんしん定期)</li> </ul>
2. 販売対象	<p>&lt;「あんしん定期」をご利用いただける方は以下に該当する方となります&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在 J A 函館市亀田で、公的年金（国民年金・厚生年金・共済年金等）をお受け取りしている個人。</li> <li>・新たに J A 函館市亀田で、公的年金のお受け取りを開始される方（新たに年金のお受け取りを開始する場合や、年金の支払金融機関を変更される場合は、別途お手続きが必要となります。）</li> </ul> <p>※なお、「あんしん定期」のお預け入れ期間中、J A 函館市亀田で継続して年金をお受け取りいただくことがお預け入れの条件となります。</p>
3. 預入期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定型方式 1年</li> <li>・元金自動継続の取扱いとなります。</li> </ul>
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位 (4) 預入限度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一括預入</li> <li>・1円以上</li> <li>・1円単位</li> <li>・500万円まで</li> </ul>
5. 払戻方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・満期日以後に一括して払い戻します。</li> </ul>
6. 利息 (1) 適用金利  (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金  (5) 金利情報の 入手方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・預入時の約定利率を満期日まで適用します。</li> <li>・満期日以後に一括して支払います。</li> <li>・付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。</li> <li>・2013年1月1日から2037年12月31日までの間は、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の分離課税となります。</li> <li>・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口までお問い合わせください。</li> </ul>
7. 手数料	—
8. 付加できる 特約事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合口座の担保とすることができます。 (貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率)</li> <li>・マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。</li> </ul>

<p>9. 中途解約時の取扱い</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。</li> </ul> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 6か月未満</li> <li>② 6か月以上1年未満</li> </ul> </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p style="text-align: center;">解約日における普通貯金利率 約定利率×50%</p> </td> </tr> </table>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 6か月未満</li> <li>② 6か月以上1年未満</li> </ul>	<p style="text-align: center;">解約日における普通貯金利率 約定利率×50%</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>① 6か月未満</li> <li>② 6か月以上1年未満</li> </ul>	<p style="text-align: center;">解約日における普通貯金利率 約定利率×50%</p>		
<p>10. 貯金保険制度(公的制度)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。</li> </ul>		
<p>11. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店または金融共済部(電話：0138-46-2323)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所(電話番号：03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。</li> <li>・紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融共済部またはJAバンク相談所にお申し出ください。 札幌弁護士会(電話：011-251-7730)</li> </ul>		
<p>12. その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・お取り扱いは、年金をお受け取りされている口座と同一店舗1ヶ所のみとさせていただきます。</li> </ul>		

詳しくは窓口にお問い合わせください。

JA函館市亀田